

所管課		都市づくり部都市創生課													
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策										
	第4章 安全安心都市		07 交通安全		02 交通安全環境を整備する										
事業：交通安全対策事業												整理 番号	0294		
目 的	広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより交通事故防止の徹底を図る。														
目 標	交通事故件数の減少														
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		4,046		コスト 情報・ 評価	総コスト(千円)		16,321		総合 評価	B	妥当性	A		
	財 源 内 訳	一般財源		4,046		内 訳	事業費		4,046			効率性	A		
		国庫支出金		0			人件費		12,275			有効性	B		
		地方債		0			公債費		0		交通事故防止のために、様々な交通安全啓発事業を実施したが、交通事故件数が減少しなかったため。				
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		146						
							世帯あたり(円)		345						
貢献度	施策に対する 事業貢献度		A		根 拠	交通事故防止のために、様々な交通安全啓発事業を実施しているため。									
今後の 方向性	交通事故防止のための事業は、継続して実施するが、特に、国道など主要幹線道の交差点での事故防止や高齢者の事故防止について、交通安全運動などの機会において啓発活動を実施する。														

事業 優先順位		1	細事業:交通安全啓発事業				整理 番号		01									
目的		市、河内長野警察署ほか44の機関・団体で構成される河内長野市「交通事故をなくす運動」推進本部により実施される交通安全運動や各種交通安全教室などの活動により広く市民に対し啓発活動を行い、交通事故防止の徹底を図る。																
目標		1.こどもと高齢者の交通事故防止、2.夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止、3.全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、4.飲酒運転の根絶、5.交差点における交通事故防止の5項目に重点をおいた啓発運動により、交通事故防止の徹底を図る。																
事業 実施主体		委託		事業開始 年		平成5年度以前		根拠 法令		交通安全対策基本法第4条								
事業費・財源	財源内訳			平成25年度		平成24年度		比 較		コスト情報・従事職員数			平成25年度		平成24年度		比 較	
		事業費（決算額）(千円)		3,479		3,276		203			総コスト (千円)		12,705		13,909		-1,204	
		一般財源		3,479		3,276		203			事業費		3,479		3,276		203	
		国庫支出金		0		0		0			人件費		9,226		10,633		-1,407	
		地方債		0		0		0			公債費		0		0		0	
		その他特定財源		0		0		0			一人あたり (円)		114		123		-9	
				0							世帯あたり (円)		269		295		-26	
				0							職員数 (人)		1.21		1.34		-0.13	
											再任用職員数 (人)		0.00		0.00		0.00	
今後の方向性		春・秋の全国交通安全運動に係る事業を軸として、交通安全運動や交通安全教室などの交通事故防止のための啓発事業は、新入生など毎年対象者がかわるため、今後も継続して実施する必要がある。																
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者		河内長野市民									
	A		A		A													

事業：交通安全対策事業

市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより交通事故防止の徹底を図った。

細事業：交通安全啓発事業

1. 交通事故をなくす運動事業

春と秋に全国一斉に実施されるこの交通安全運動は、交通事故をなくす運動の一環として、関係機関の協力を得ながら市民ぐるみで推進し、次の内容で実施した。

春の全国交通安全運動（4/6～4/15）	秋の全国交通安全運動（9/21～9/30）
交通安全初日キャンペーン	交通安全初日キャンペーン
迷惑駐車放置自転車追放街頭指導	交通安全市民大会
高年者交通安全リーダー研修会	迷惑駐車放置自転車追放街頭指導
交通安全早朝街頭指導	交通安全早朝街頭指導
交通安全街頭指導	自転車利用者安全走行指導
母と子の交通安全講習	高齢者安全運転四輪スクール
運転者講習会	運転者講習会

2. 各種交通安全教室の開催

(1) 幼児交通安全クラブの交通安全教室

市内の幼児交通安全クラブにおいて、春・秋の全国交通安全運動期間中の母と子の交通安全講習の他、クラブ単位で交通安全教室を実施した。

(2) 市内の幼稚園・保育園・小学校における交通安全教室

市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校において講話・映画・歩行訓練・自転車の実技指導等を実施した。実施回数：園（所）・幼稚園（11回）、小学校（13回）、中学校（1回）、高等学校（1回）

(3) 高齢者に対する交通安全教室

春・秋の全国交通安全運動期間中行事における高齢者安全運転技能講習会や、高年者交通安全リーダー研修会の他、地域の老人クラブ単位で交通安全教室（6回）を実施した。

(4) 地域における交通安全運転者講習会

春・秋の全国交通安全運動の準備期間中行事として、ドライバーを対象とした交通安全運転講習会を実施した。実施回数：春 11回、秋 11回

